日EU関係

平成25年3月

外務省

日EU関係：基本的価値を共有するグローバル・パートナー

欧州連合（EU）

- ✓ 米国と並び国際社会の一極を構成し，国際社会の平和と繁栄に主導的役割。
  - 国際的なアジェンダ設定，ルール・基準策定，世論形成に大きな影響力。
  - 国際的な枠組みにおける大きなプレゼンス：
    国連安保理常任理事国（英，仏），G8（英，仏，独，伊，EU） 等。
- ✓ EUは，世界のGDPの約25%（日本の約3倍），総人口約5億人（日本の約4倍）を擁する政治・経済統合体で日本の主要貿易・投資相手。
- ✓ <u>我が国と民主主義，法の支配，人権，市場経済といった基本的価値及び原則を共有。</u>
- ✓ <u>国際社会の多くの諸問題で我が国と共通の立場。</u>

我が国国益追求のための重要なグローバル・パートナー

■ **グローバルな課題に連携して対処**
・世界経済，テロとの闘い，サイバー犯罪，エネルギー安全保障，宇宙規範，気候変動など。

■ **重層的対話を通じて各地域情勢への共通認識を醸成**
・東アジアの安全保障環境，中東・北アフリカ情勢など。

日EU対話の枠組み

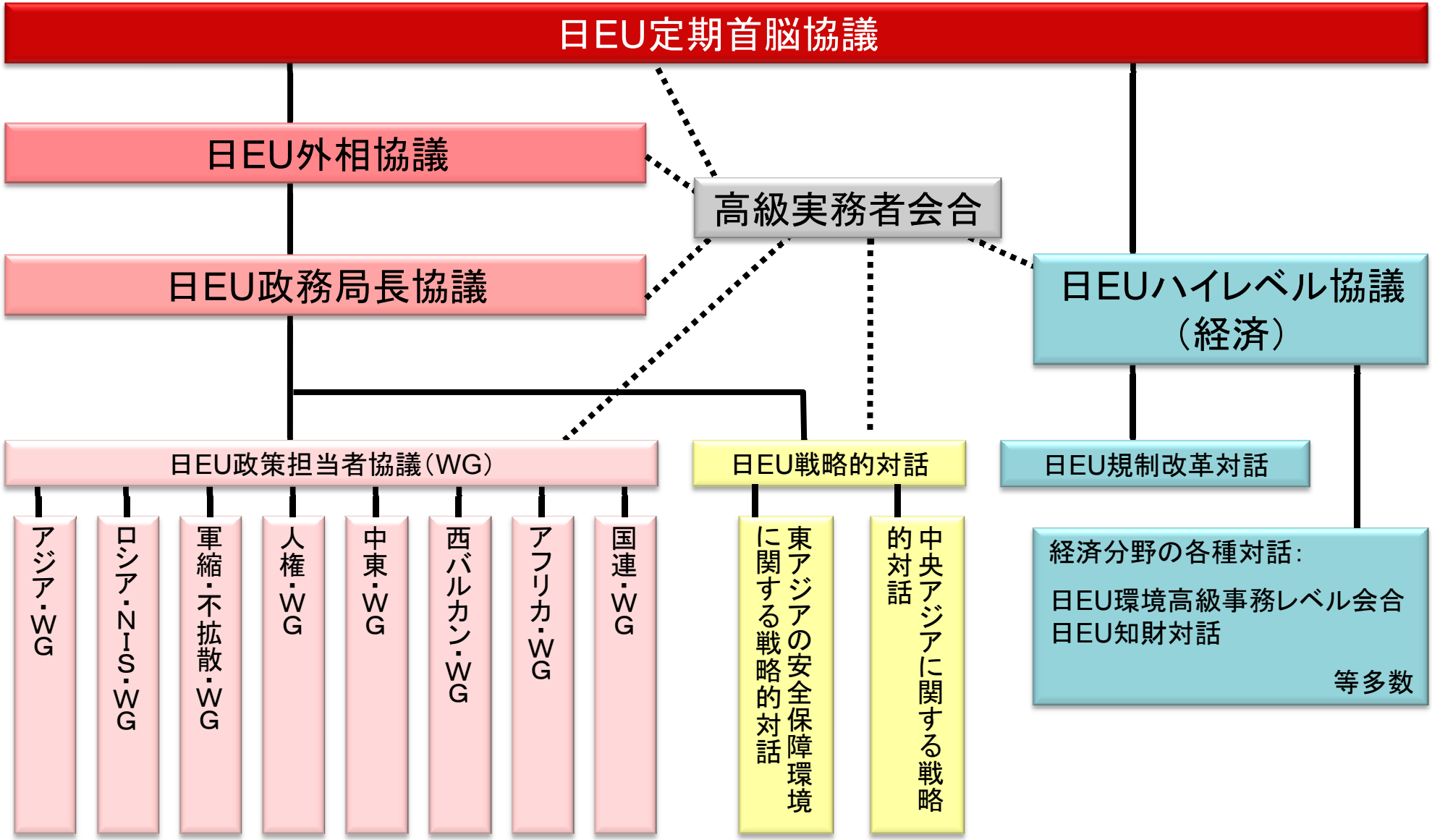
日EU定期首脳協議
日EU外相協議
高級実務者会合
日EU政務局長協議
日EUハイレベル協議（経済）
日EU政策担当者協議（WG）
日EU戦略的対話
日EU規制改革対話
アジア・WG
ロシア・NIS・WG
軍縮・不拡散・WG
人権・WG
中東・WG
西バルカン・WG
アフリカ・WG
国連・WG
東アジアの安全保障環境に関する戦略的対話
中央アジアに関する戦略的対話
経済分野の各種対話：
日EU環境高級事務レベル会合
日EU知財対話
等多数

第20回　日EU定期首脳協議

■日時：2011年5月28日（午前：首脳協議，ワーキングランチ）
■場所：ブリュッセル，ヴァル・ドゥシェッス城
■出席者：菅総理（当時）
　　ファン＝ロンパイ欧州理事会議長
　　バローゾ欧州委員会委員長

【ヴァル・ドゥシェッス城】

1957年にローマ条約に関する政府間交渉が行われ，また，1958年に欧州委員会が初会合を開いた歴史的に重要な場所。

ポイント

■**「絆の年」**：**「KIZUNAサミット」**とし，基本的価値を共有するグローバル・パートナーである日EUが，その協力関係を一層拡大・深化させ，「絆」を深めていくことで一致。
共同プレス声明と，原子力安全，エネルギー，災害対策分野における日EU協力に関する付属文書を発出。

■**日EU・EPA**：日EU合同ハイレベル・グループ（JHLG）を通じた作業を踏まえ，日EU関係の包括的強化に向けた次のステップとして，日EU・EPA交渉のためのプロセスを開始することに合意。

■**政治分野での協力**：政治分野等に関する国際約束についても，EPAと同様のプロセスの開始に合意。JHLGで特定されたアフガニスタン及びパレスチナ支援，原子力安全，災害分野などにおける協力を進めていくことで一致。

■**グローバルな課題**：原子力安全及びエネルギー問題，グリーン経済及び気候変動，世界経済等につき幅広く意見交換。

■**地域情勢**：中東・北アフリカ諸国の国内諸改革及び安定的な体制移行に資する種々の支援，イランの核問題，北朝鮮のウラン濃縮活動及び拉致問題を含む人権問題，中国との関係等に関し，日・EU間の更なる連携強化に向けて意見交換。

■**その他**：日EU関係のレビューを目的とする年2回開催の高級実務者会合の設置。

日EU政治協定

【経緯】

●日EU間の基本文書として，これまで日本・EC共同宣言（1991年）及び日・EU行動計画（2001年，ただし2010年に終了。）を策定。日EUを取り巻く諸情勢の変化も著しく，日EU関係全般を規律する新たな枠組みを策定することは，国際社会において我が国がEUと共により大きな役割を果たしていく上での重要なツールとなり得る。

●上記のような観点も踏まえ，2011年5月の日EU定期首脳協議において，**「政治，グローバル，その他の分野別協力を包括的に対象とし，（中略）拘束力を有する協定」（「政治協定」）**及びEPAについての並行した交渉のためのプロセスを開始することに合意。交渉の範囲及び野心のレベルを定めるための議論（スコーピング）を可能な限り早期に実施することを決定。

【進捗状況】

スコーピング作業の終了を受けて2012年11月，EU外務理事会（貿易）において，日EU・EPA及び政治協定の交渉指令案が採択。日EU間での交渉開始へ向けた環境が整った。

【政治協定のあり得べき内容】

●自由，人権，民主主義，法の支配といった日EU間の基本的価値及び原則を確認。

●日EU関係の強化，世界及び地域の平和，安定及び繁栄の達成などを目的として，日EU間の一般的な協力方針を規定。

●協力の進捗をレビューし，協力を推進する方途を探求するための協議メカニズムを設置。

日EU経済関係

1　現状

◆ 日EU間の貿易総額（2011年）は，**約14兆円**。
日本にとり**世界第3位**，EUにとり**世界第7位**の貿易相手。

◆ 日本にとってEUは世界第2位の対外投資残高を占める（2011年，約17兆円）。EUは日本にとって世界第1位の対内投資残高を占める（2011年，約7兆円）。

◆ EUには，**約3750社の日本企業**が進出。約47万人以上の雇用を創出。
（参考）EUの就業人口（約2億人）の**約0.2%に相当**。EUの失業率は約10%（2010年）。

◆ 欧州債務危機対応では，G7／G20の国際協調に参画し，IMFを通じて貢献。
欧州金融安定ファシリティー（EFSF）の発行する債券を継続的に購入し，欧州の金融の安定化に貢献。

◆ **グリーン成長分野を中心に企業間協力も一層進展。**
・電気自動車（三菱自＝PSAプジョー・シトロエン（仏）他）
・新エネルギー分野（シャープ＝エネル社（伊），三菱商＝アクシオナ社（西）他）

◆ **日本企業による欧州産品購入も拡大。**
・航空（スカイマーク社はA380を6機，スターフライヤー社はA320を2機購入する契約を締結（いずれも2011年）。）
・鉄道（JR東日本の新幹線（はやぶさ）で独製ブレーキ採用。）

◆ 2011年3月以降，福島第一原発事故の影響を受け，EUは，日本からの食品等の輸入規制を実施。
日本政府として，現状に見合った規制をEU側へ働き掛けている。

日EU経済関係

２　具体的政策

◆　**双方向の貿易・投資等の拡大**

- **双方のビジネス環境整備**
- **法的枠組みの拡充**：**基準認証（MRA），独禁，税関の各分野で協定を通じた協力**（日・EC税関相互支援協定に2008年1月署名，同年2月発効）。
- **官民協力の推進**：日・EUビジネス・ラウンドテーブル（BRT）

◆　**共通の国際的課題への対処**

- 日・EU環境高級事務レベル会合（2011年12月）の実施。
- **知的財産権保護**：知財に関する日・EU行動計画（2007年6月）の実施，日・EU知財対話（2012年4月）の実施。
- **資源・エネルギー**：日・EUエネルギー対話（2012年6月）の実施。原子力，エネルギー技術研究等に関する日・EU間の対話と協力。
- **国際的な基準策定**：偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）（仮称）の署名（日本は2011年10月に，EUは2012年1月に署名。）。

日EU・EPA（概要）

1．日EU・EPAのメリット

●EUは我が国にとって重要なグローバルパートナー（米国と並び国際社会の一極を構成。民主主義・法の支配，基本的人権といった基本的価値を共有。世界のGDPの約25％（日本の約3倍），総人口約5億人（同約4倍）を擁する政治・経済統合体で我が国輸出入総額の10．3％を占める我が国にとっての主要貿易・投資相手。

●関税撤廃や投資ルールの整備等を通じて貿易投資を活発化し，雇用創出，企業の競争力強化等を含む経済成長に資する。また，EPAは日本企業の欧州市場進出を促進する（韓EU・FTAは2011年7月発効）。

●新興国が台頭するグローバル経済において，先進市場経済圏である日EUの間のFTA/EPAが実現すれば，世界経済の安定的成長に貢献しながら，日EUの政治・経済的地位を維持・発展させる。

【人口】
日本＋EU＝9．0％

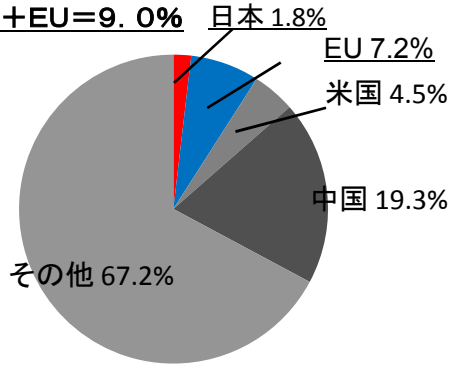

【GDP】
日本＋EU＝33．6％

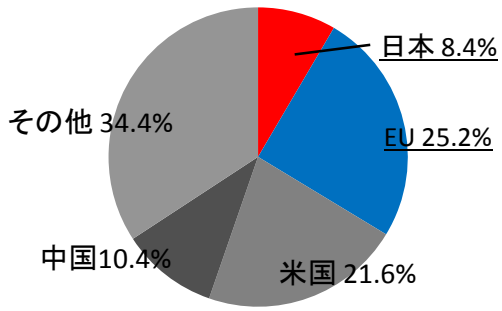

【貿易（輸出＋輸入）】
日本＋EU＝37．4％

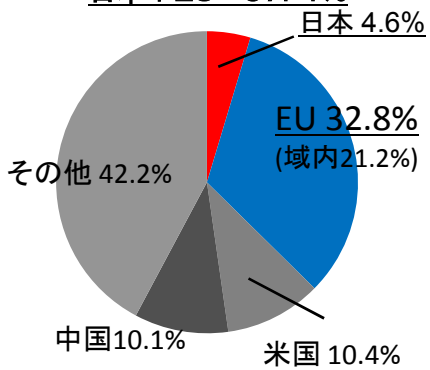

2．日EU・EPAの経緯と現状

●2011年5月　日EU定期首脳協議でEPA／FTA交渉の大枠を定めるスコーピング作業の開始に合意。
●2012年7月　同作業の終了を受け，欧州委員会として交渉権限を理事会（EU加盟国）に求めることを正式決定。
●2012年11月　EU外務理事会で交渉権限（マンデート）が採択され，日EU・EPA交渉開始に向けた環境が整った。
●現在，正式交渉開始に向けた最終調整中。

3．日EU双方の関心事項

●我が国の主たる関心事項は，EU側の鉱工業品等の高関税の撤廃（例：自動車10％，電子機器14％）。その実現は，欧州市場における日本製品の競争条件を改善する。また，交渉では日本企業が直面する規制上の問題など積極的に取り上げる。

●EU側の主たる関心事項は，自動車，化学品，電子機器，食品安全，加工食品，医療機器，医薬品等の分野における非関税措置への対応。また，政府調達分野（鉄道等）もEU側の関心事項。

（参考）日EU貿易構造

（出典：財務省日本貿易統計、2011年分データより作成 ）

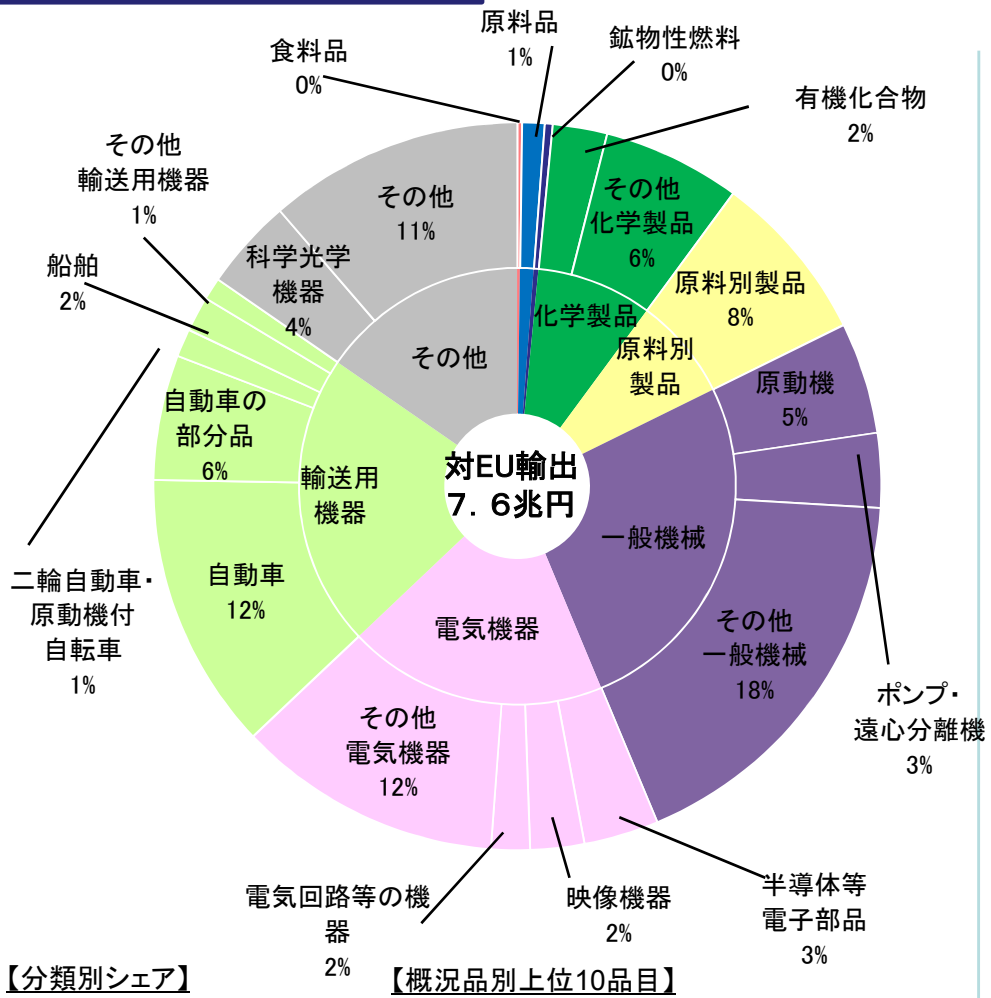

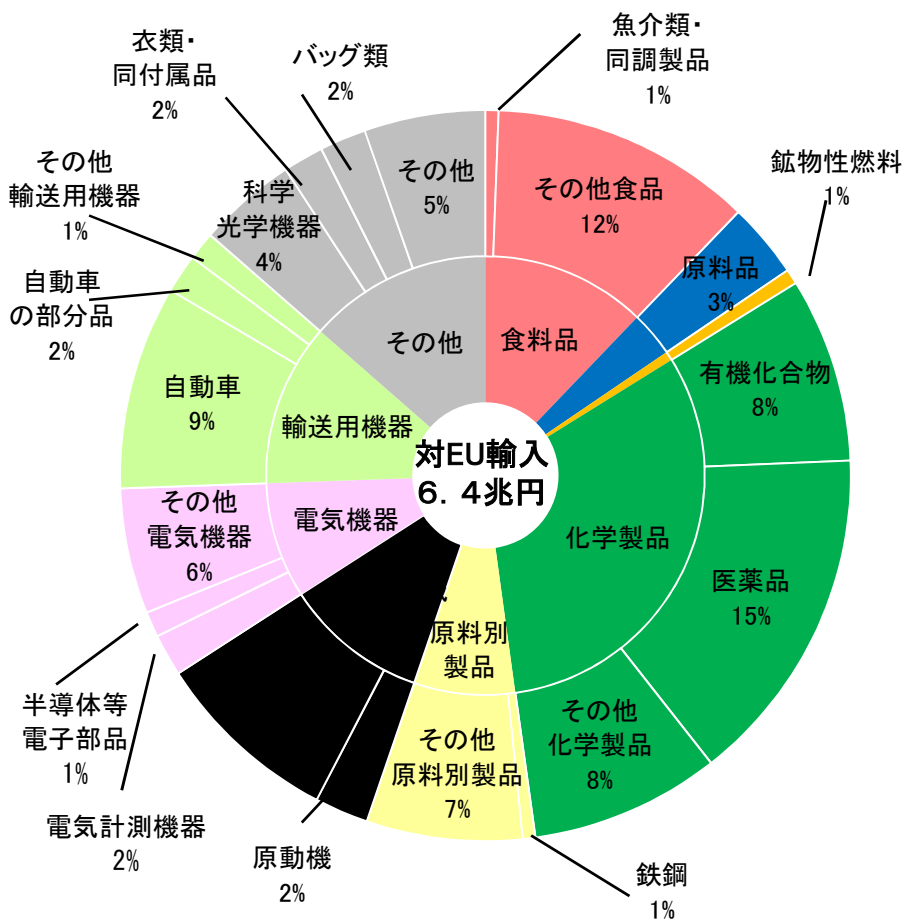

【分類別シェア】

	食料品	0.2%
	原料品	1.0%
	鉱物性燃料	0.4%
	化学製品	8.6%
	原料別製品	7.6%
	一般機械	26.0%
	電気機器	19.2%
	輸送用機器	21.7%
	その他	15.4%

【概況品別上位10品目】

1	自動車	12.3%
2	原料別製品	7.6%
3	自動車の部分品	5.5%
4	原動機	5.0%
5	科学光学機器	4.1%
6	半導体等電子部品	3.3%
7	ポンプ・遠心分離機	3.3%
8	有機化合物	2.4%
9	映像機器	2.4%
10	電気回路等の機器	1.7%

【分類別シェア】

	食料品	12.2%
	原料品	3.3%
	鉱物性燃料	0.7%
	化学製品	31.6%
	原料別製品	7.5%
	一般機械	10.6%
	電気機器	8.5%
	輸送用機器	12.0%
	その他	13.6%

【概況品別上位10品目】

1	医薬品	15.1%
2	自動車	9.0%
3	有機化合物	8.2%
4	科学光学機器	4.4%
5	原料品	3.3%
6	原動機	2.4%
7	バッグ類	2.1%
8	電気計測機器	1.9%
9	衣類及び同付属品	1.8%
10	自動車の部分品	1.7%

【参考】

日EU規制改革対話

- ビジネス環境の改善による日・EU間の貿易・投資の更なる促進及び規制分野における協力の促進を目的として，日本とEUがお互いに規制改革に関する要望を出し合って議論する場。

- 1994年に開始。東京及びブリュッセルにおいて局長級会合と，分野別の専門家会合を開催し，双方の規制改革要望を議論してきた。

日本側からの対EU要望例

- 商法・商慣行（対内投資規制，国境を越えた経済活動への諸規制）
- 人の移動（滞在労働許可，運転免許）
- 規格・基準認証（適合性評価手続の統一）
- 貿易・関税（IT製品への課税）
- 知的財産権（特許制度の改善）
- 環境（新化学品規制「REACH」等）
- 情報通信技術（ICT）
- 日本の会計基準の国際会計基準（IFRS）との同等性評価問題
- 医療・医薬品（偽造医薬品対策）
- 税制（EU域内税制調和）

EU側からの対日要望例

- 投資環境（対内投資規制，空港整備法の見直し，三角合併の容易化，税制等）
- 再入国許可制度の廃止
- 政府調達
- 金融サービス
- 郵政民営化（民間との公正な競争条件の確保）
- 航空
- 医療・化粧品（新薬承認の迅速化及び承認プロセスの改善等）
- 食品安全及び農産品（食品添加物指定の迅速化，EU加盟国産牛肉の対日輸出再開等）
- 自動車
- 建設
- 知的財産権

欧州への進出日系企業数（2011年）

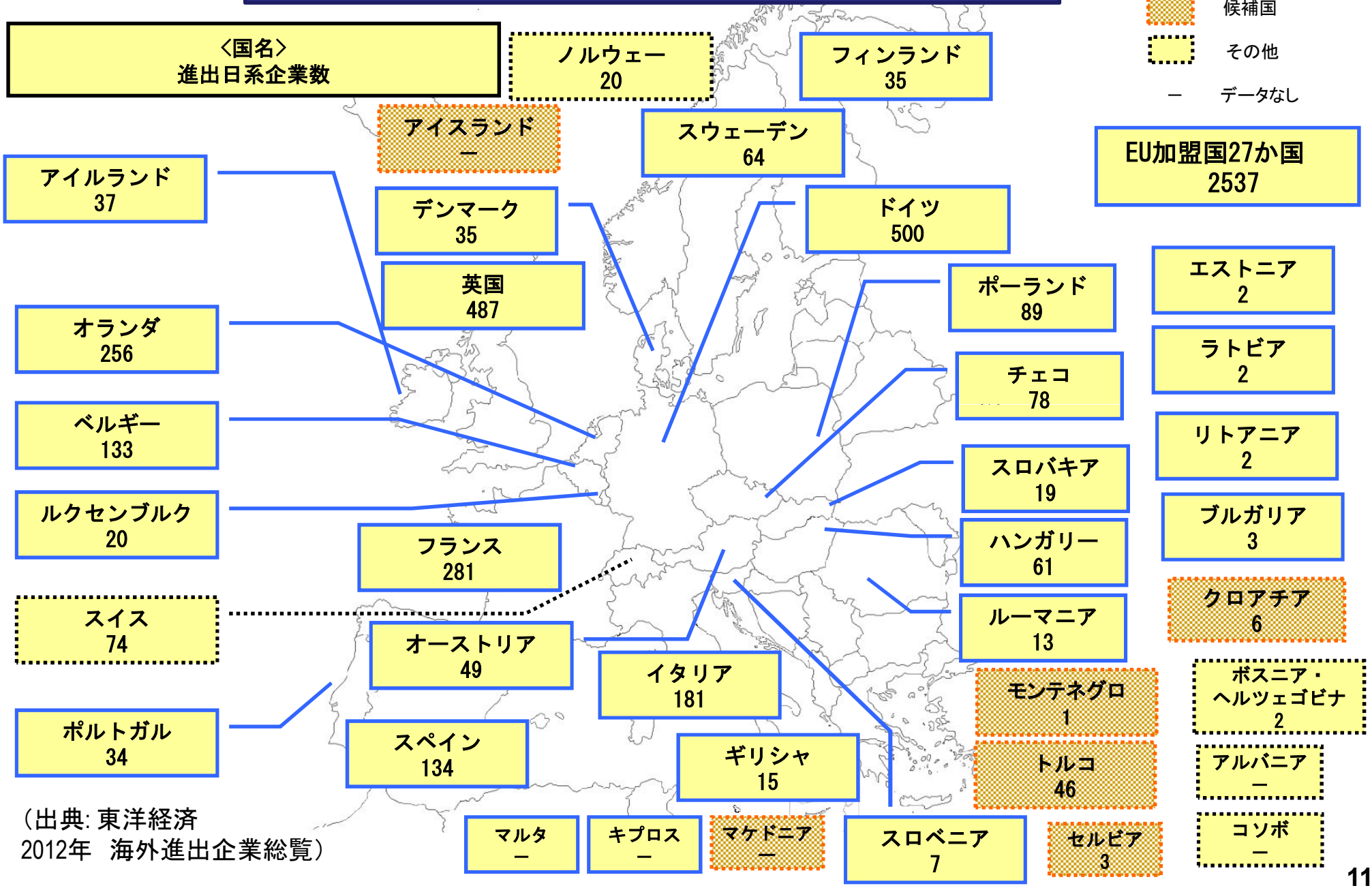

（出典: 東洋経済
2012年　海外進出企業総覧）